

令和2年度舞鶴市後期高齢者医療事業会計予算

令和2年度舞鶴市の後期高齢者医療事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,402,850千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

- 第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、150,000千円と定める。

令和2年 2月25日 提出

舞鶴市長 多々見良三

第1表

歳入歳出予算

(単位：千円)

歳入

款	項	金額
1 後期高齢者医療保険料		1,053,452
	1 後期高齢者医療保険料	1,053,452
2 使用料及び手数料		129
	1 手数料	129
3 繰入金		346,996
	1 一般会計繰入金	346,996
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		2,272
	1 延滞金加算金及び過料	1
	2 償還金及び還付加算金	1,520
	3 雑収入	751
歳入合計		1,402,850

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		34,200
	1 総務管理費 2 徴収費	29,200 5,000
2 後期高齢者医療金		1,366,590
	1 後期高齢者医療金	1,366,590
3 公債費		40
	1 公債費	40
4 諸支出金		1,520
	1 償還金及び還付加算金	1,520
5 予備費		500
	1 予備費	500
歳出合計		1,402,850